**高根沢町学童保育（学童クラブ）の入所基準について**

　各学童クラブ（公立）の入所希望者が定員を超えた場合には、学童クラブの入所決定順位の考え方により審査を行い、入所決定または入所却下（待機）の対象を決定します。

【学童保育を必要とする事由】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 理由 | 入所基準 | 必要な証明書 |
| 就労 | 原則、週３日以上学童開所時間（低学年14時、高学年15時以降）に就労している場合 | ・就労証明書 |
| 出産 | 出産予定月及び出産予定月の前後２か月 | ・特別理由申出書  ・母子健康手帳（出産予定日がわかる部分）の写し |
| 疾病・障がい | 実態により学童クラブが必要であると認められる場合 | ・特別理由申出書（心身等の病気のため保育できない理由を記入）  ・医証または障がい者手帳の写し |
| 介護・看護 | 実態により学童クラブが必要であると認められる場合 | ・特別理由申出書（介護・看護のため保育できない理由を記入）  ・親族の医証または障がい者手帳の写しまたは介護保険の保険証の写し（要介護の認定があるもの） |
| 就学 | 実態により学童クラブが必要であると認められる場合（週３日以上） | ・特別理由申出書（在学のため保育できない理由を記入）  ・在学証明書または学生証の写し（在学期間の記入があるもの） |

　　　※なお、就労等が週３日未満の場合には、一時預かりをご利用ください。

　　　また、１か月以上の利用がない場合には、利用を取り消す場合があります。

**学童クラブの入所決定順位の考え方**

入所決定順位　１

　・１～４年生の児童で学童保育を必要とする事由に該当し、ひとり親世帯等特別な事情がある家庭

入所決定順位　２

　・１～４年生の児童で、学童保育を必要とする事由に該当する家庭

入所決定順位　３

　　５・６年生については、定員を超えない範囲で、

　　学童保育を必要とする事由に該当し、ひとり親世帯等特別な事情がある家庭

　　　　 高根沢町こどもみらい課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＮＰＯ法人次世代たかねざわ